

市・都民税、所得税の申告はお早めに

～申告期限は3月15日です～

市・都民税の申告は市役所へ

市・都民税の申告を表1のとおり受け付けています。申告に必要なものは表2で確認してください。

▼表1 市・都民税の申告受け付け

	時間	場所
2月16日(金)～3月8日(木)の平日	午前9時～午後5時	市役所102・103会議室
3月9日(金)～15日(木)の平日	午前9時～午後5時	市役所1階市民ホール
夜間	3月8日(木)・9日(金) 午後5時30分～7時30分	市役所市民税係
休日	3月10日(土)・11日(日) 午前9時～午後4時	市役所1階市民ホール

所得税の確定申告をする方、給与所得者で勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている方、所得が年金のみで各種控除の追加がない方は、申告の必要はありません。マイナンバーを記載した申告書などを提出する場合は、マイ

▼表2 市・都民税の申告に必要なもの

①市・都民税申告書と印鑑 ※1	
②昨年中の所得が分かる書類	
給与・年金などの所得がある方	源泉徴収票、給与(年金等)支払報告書、給与証明書など
給与・年金以外の所得がある方	収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など
③各種控除に関する書類	
保険料控除を受ける方 (国民健康保険、国民年金、個人年金、地震・生命保険など)	支払証明書または領収書 ※介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から納めている方は、ほかに納付書や口座振替で納めた額も併せて申告が必要です。
医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書など
雑損控除、寄附金税額控除を受ける方	領収書など
障害者控除を受ける方	障害の内容を証明する書類(身体障害者手帳など)
配偶者特別控除を受ける方	配偶者の昨年中の所得が分かる書類

※1 申告書は2月に発送しましたが、届かない場合は市役所市民税係へご連絡ください。

ナンバーカード(通知カードと顔写真付きの身分証明書でも可)の提示が必要です。
●郵送による申告書の受け付け
次に該当する方は、申告書を郵送でも受け付けます。申告書(住所・氏名を記入し、押印)と必要書類を同封し、3月15日(消印有効)までに〒196-8511 市役所市民税係へ郵送してください。
*給与所得のみの方で、年末調整を受けた源泉徴収票を申告

◇申告の受け付けと納税日時
*所得税、贈与税 3月15日(木)まで
*個人事業者の消費税及び地方消費税 4月2日(月)まで
※いずれも平日の午前9時～午後5時に、立川地方合同庁舎(立川市緑町4-2)内の申告書作成会場で受け付けます。
※記入済みの所得税の申告書は、3月15日まで市役所市民

所得税の申告は立川税務署へ

書に添付するだけである
*収入がなかった方で、申告書裏面に該当事項を記入している
☆詳しくは、市民税係へ。

税係でも受け付けます。
●納税は便利で確実な口座振替の利用を
希望する方は、3月15日まで立川税務署に振替依頼書を提出してください。
●申告書などの作成に活用を
国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、所得税・贈与税の申告書や青色決算書などが作成できます。また、作成したデータを印刷し、そのまま税務署に提出できます。ぜひ活用してください。
☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へ。

車・バイクなどの廃車・名義変更手続きはお済みですか

軽自動車やバイクなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(所有名義の方)に課税されます。既に使用していない、他人に譲った、市外に転出する、盗難に遭ったなどの場合は、早めに廃車・名義変更の手続きをしてください。そのままにしておくと課税されます。
受け付け窓口は車種によって異なります(下の表のとおり)。
●125cc以下のバイクなどの廃車・名義変更手続きは市役所市民税係へ
◇手続きに必要なもの
*廃車ナンバープレート、標識交付証明書、所有者の印鑑
*名義変更(ナンバープレート

▼廃車・名義変更手続きの車種別受け付け

車種	受け付け
①バイク(125cc以下)、農耕・小型特殊	市役所市民税係 ☎544-5111
②軽自動車四輪乗用、軽自動車四輪貨物	軽自動車検査協会多摩支所(府中市) ☎050-3816-3104
③二輪の小型自動車、軽自動車二輪	多摩自動車検査登録事務所(国立市) ☎050-5540-2033
④普通乗用車、トラック、その他	

※税金関係は、①②③は市役所で、④は立川都税事務所(立川市) ☎042-523-3171で受け付けます。

☆詳しくは、市民税係へ。

